

チームやまぐちパワーアップ事業実施要項

1 事業目的

山口県競技力向上対策委員会で承認された強化方針に基づき、有望競技（種別）の重点強化を行うとともに、「ふるさと選手」の確保・活用や各世代の選手が一同に会した合同強化練習など、各競技団体が行う選手育成・強化活動に対して、戦略的・効果的な支援を行うことにより、国体総合成績 10 位台の回復・定着の達成に向け本県競技水準の維持・向上を図る。

2 実施主体

実施主体は、競技団体とする。

3 事業内容

項 目	内 容
対 象 事 業	<p>有望競技（種別）支援 次期国体等で入賞可能な有望競技(種別)を中心に、練習、対外試合、合宿などの選手強化活動を重点的に支援し、競技力の向上を図る。</p> <p>ふるさと選手確保・活用支援 「ふるさと選手」の発掘・勧誘や県内選手との合同練習会への招へいなど、ふるさと選手の確保・活用により、成年競技力の向上を図る。</p> <p>中高成連携合同強化練習会支援 中学生、高校生、成年などの各世代の優秀選手や指導者が一同に会した合同練習会の開催により、中・高校生の競技力向上を図るとともに、指導者間の連携、情報交換の促進、指導力の向上を図る。</p>
対 象 選 手	<p>原則として、競技団体において、国体等の全国大会やオリンピック等の世界大会に出場する能力（将来性を含む）を有すると認める選手</p> <p>※長期的な視点で、ジュニア選手を対象とする場合においては、競技力の観点で選抜された選手であること。</p>
対 象 指 導 者	<p>原則として、競技団体において、国体の種別の監督・コーチ・サポートスタッフ（トレーナー・ドクター）となることが見込まれる者（小・中学生の指導者は、本事業の指導者として適する者）</p>

項 目		内 容
対象事業	チームやまぐちチャレンジ強化	全国トップレベルのチームや選手を招へいし、国体・県選抜チーム等との強化試合、合宿等を行うことにより、チームやまぐちの競技力の維持・向上を図るとともに、ジュニア世代に観戦させることにより、次世代の人材を育成する。 また、事業の広報活動を行うことにより、県民の競技に関する関心を高め、競技人口の増大を図る。
招へい対象チーム・選手		国内トップレベルのチーム・選手

項 目		内 容
対象事業	ジュニアアスリート発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技人口拡大のために競技団体が実施する体験教室や練習会等 ・ 競技団体が所管するジュニアクラブ等が実施する育成活動で、高校生年代への継続的な強化につながる取組 ※ 県内で実施するものに限る
対象選手・指導者		事業に参加するジュニア選手及び発掘・育成を指導する競技団体の指導者（外部指導者を含む）

4 補助対象経費及び補助基準額

補助対象経費	補助基準額
以下の事業の実施に必要な経費	
有望競技（種別）支援	種別等ごとにランク付けを行い、県体協会長が、予算の範囲内で別に定めた基準額をもとに積算した額を補助基準額とする。 ※ 種別等ごとのランクは、国民体育大会での実績及び、実施主体の取組内容（計画性、実施体制、意欲等）について、別紙1「競技力ランク認定要領」に基づき県体協会長が評価し、認定するものとする。
中高成連携合同強化練習会支援	
チームやまぐちチャレンジ強化	
ジュニアアスリート発掘・育成支援	
ふるさと選手確保・活用支援	以下の経費について、県体協会長が実施主体の取組内容（計画性、対象選手、事業効果等）について評価し、必要と認められた額を補助基準額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 競技団体が行うふるさと選手の発掘・勧誘等に必要な経費 ○ ふるさと選手が県内選手との合同練習会等に参加するために必要となる経費

※費目・項目ごとの補助基準額は、別表のとおりとする。

5 留意事項

(1) 共通

ア 関係機関・団体との連携

競技団体は、国体に係る強化会議のもと、関係機関・団体との緊密な連携を図り、本事業を実施すること。

イ 小・中学生選手の人選及び参加

小・中学生選手の人選及び参加については、ジュニアアスリートの育成・強化のため、関係機関・団体との十分な協議を行うこと。

ウ スポーツの楽しさ、喜びを感受できる育成・指導

選手の立場に立った、選手の個性や発達段階に応じた適切な育成・指導を行うことが必要であり、過度な選手強化ではなく、スポーツ本来の楽しさ、素晴らしさを感受できる育成・指導に努めること。

(2) その他

この実施要項によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。

6 事業計画書・事業実績書等の提出

競技団体は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

7 費用

競技団体が実施する事業に対して、県体協は予算の範囲内において補助するものとする。